

産業廃棄物税に関する要望書

拝啓 時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

九州地域協議会の事業活動につきましては、かねてより特段の御高配を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、産業廃棄物税制度につきましては、所要の見直しについて九州・沖縄各県で検討がなされていると聞き及んでおります。

産業廃棄物税については、循環型社会の形成に必要な施策の推進に大きな役割を果たすものと認識し、各産業資源循環協会では特別徴収等の重要な役割を担うとともに、施策の実施に協力をしてまいりました。

しかしながら、今もって、税制度の周知不徹底による処理業者の自己負担も大きく、また、税金の使途につきましても処理業界の実態が十分反映されている状況ではありません。

私ども、九州地域協議会では、産業廃棄物税制度の円滑・適切な運用により循環型社会の形成が一層促進されますことを願い、別記の事項を統一要望事項として提出させていただくことといたしました。

つきましては、私ども産業廃棄物処理業界の置かれている諸事情を御参酌くださり、格別の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、各県知事宛の要望であることから、各県における検討及び回答は当然なされるものと思いますが、産業廃棄物税制度を所管する部署による九州・沖縄全体での検討結果も示していただきますようお願いいたします。

敬具

令和5年5月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
九州地域協議会 会長 篠原 隆博



(公社)福岡県産業資源循環協会	会長	酒田 雅央
(一社)佐賀県産業資源循環協会	会長	篠原 隆博
(一社)長崎県産業資源循環協会	会長	吉村 純男
(一社)熊本県産業資源循環協会	会長	野原 雅浩
(一社)大分県産業資源循環協会	会長	矢野 真一郎
(一社)宮崎県産業資源循環協会	会長	山下 栄
(一社)鹿児島県産業資源循環協会	会長	永田 雄一
(一社)沖縄県産業資源循環協会	会長	赤嶺 太介

要 望 事 項

1 産業廃棄物税の5年ごとの見直しにあつては、産業廃棄物税の目的及び効果並びに制度における課題を十分に検証したうえで、必要な見直しをしていただきたい。

産業廃棄物税の見直しに当たっては、これまで各県でそれぞれ検証作業を行った上で現行の制度を継続されていますが、検証作業においては、産業廃棄物処理業界の意見は必ずしも十分には反映されていないものと考えております。

については、特別徴収義務者を含め産業廃棄物の処理に直接携わっている産業廃棄物処理業界の要望を十分に踏まえた上で検証を行っていただきたい。

- ・ 排出抑制等のインセンティブとして税が効果的に働いているのか
- ・ 特別徴収方式が排出事業者の排出抑制に効果的なのか
- ・ 産業廃棄物税収の使途事業がどのような効果をもたらしているのか など

2 特別徴収義務者へ交付される報償金の交付率を現行の2.5%から引き上げていただきたい。

特別徴収方式の報償金交付率については、軽油引取税の報償金交付率2.5%と同じ率に設定されています。

しかしながら、産業廃棄物税の徴収納付に当たっては、徴収事務、納入手続き、県の立入検査（伝票、マニフェスト、計量伝票の検査等）時の対応等に多大の手間を要するほか、他税の徴収と異なり特異的であることは、容積から重量へ換算係数を用いて換算する必要があることです。このことは、徴収事務を行う者にとって過重な負担となっており、処理業者の負担に見合う報償金の額とはなっておりません。

軽油引取税と産業廃棄物税の報償金の交付率は、2.5%と同率であっても、税額が違えば報償金額は違うはずです。

排出事業者の申告納付方式とせず特別徴収方式を継続するのであれば、軽油引取税の特別徴収義務者と産業廃棄物税の特別徴収義務者の事務量と報償金の額を比較検証し、産業廃棄物税の特別徴収事務量に応じた適正な額の報償金を設定していただきたい。

また、優良産廃処理業者認定制度を促進する観点から、優良産廃処理業者である特別徴収義務者に対する報償金を多くする等の措置を講じていただきたい。

引上げが困難な場合は、排出事業者の申告納付方式に変更していただきたい。

3 産業廃棄物税制度の周知が不徹底であり、特に排出事業者への周知徹底を強く要望します。

産業廃棄物税制度の周知が関係者に徹底されておらず、課税内容の説明など収集運搬業者等の処理業者任せになっています。このため、税制度についての排出事業者の理解度が低く、処理業者が負担を強いられている状況が依然として改善されておられません。

については、税制度の本来の趣旨が徹底されるように、制度の周知に更に取り組んでいただきたい。

特に、消費税に関しては国が入札等契約行為において計上、明記するよう義務づけていますが、産業廃棄物税に関しては国税ではないため、そのようなものではありません。

このため、契約時に産業廃棄物税の記載がなく、結果、処理業者が負担するなどの不合理が起きています。これは、公的機関の医療機関等でも現出しています。

課税主体である県の方から、厳しい指導をしていただきたい。

4 産業廃棄物税収の使途の決定に当たって、協会が関与できるような仕組みとしていただきたい。

特別徴収義務者として税制度の根幹を担いつつも負担を強いられている産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物税を実施するメリットを実感できるように、また、処理の円滑な実施に資するものとなるように、使途を決める際には、協会が関与できるような仕組みにしていただきたい。

5 焼却施設への搬入に対する事業者への課税を撤廃し、焼却施設への搬入を課税対象から除外してもらいたい。

また、焼却課税を継続する間は、産廃税の算出に用いる重量換算係数は、マニフェストに関する報告書に用いる重量換算係数と同じ値に定めていただきたい。（熊本県、沖縄県を除く県に対する要望事項）

産業廃棄物税制度は、九州内は同じ制度であるということで九州地方知事会で協議され、九州7県では同一日に一斉に施行されました。

しかしながら、焼却施設への搬入については熊本県や沖縄県では課税対象とはなっておりません。

一体的な経済活動圏域である九州・沖縄において課税対象が異なることは、県によって負担が異なることでもあり、産業廃棄物の移動に歪みを生じさせることにもなります。

加えて、産廃税制度を導入している自治体で焼却を課税対象としているのは九州の6県以外ではほとんどありません。

また、リサイクルが進んできており、今日焼却しているのは焼却せざるを得ないものに限られてきています。リサイクルが進展しても焼却せざるを得ない廃棄物がなくなることは考えられないし、焼却は廃棄物の適正処理、減容化につながり最終処分場の延命化にも資するものです。

以上のことから、焼却施設への搬入を課税対象から除外していただきたい。

また、産廃税の算出に用いる重量換算係数については、各県の産業廃棄物税条例の施行規則に感染性産業廃棄物の項目がないためプラスチック類の換算係数0.35を用いていますが、他方、国はマニフェストに関する報告書に用いる換算係数を感染性廃棄物0.30と定めており、整合性がないため、現場では対応に苦慮している状況にあります。

ついでには、焼却課税を継続する間は、産廃税の算出に用いる重量換算係数は、マニフェストに関する報告書に用いる重量換算係数と同じ値に定めていただきたい。

以上